



保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されません。 現在お持ちの保険証は令和7年3月31日まで使えます！

令和6年12月2日以降に資格情報に変更が生じた場合は、
マイナンバーカードの保険証利用登録の状況に応じて下記のとおり
対応いたします。



マイナンバーカードの
保険証利用登録をしている

||

マイナ保険証を持っている



Yes

「資格情報のお知らせ」を送付
このお知らせのみでは受診できませんので、
マイナ保険証で医療機関を受診してください

No

「資格確認書」を交付
この確認書で医療機関を受診してください

令和7年4月1日以降はマイナ保険証の利用が基本となります。
マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、
ご自身で「保険証利用の登録」が必要です（登録は1回のみ）。
マイナ保険証をお持ちでない方はぜひこちらの
デジタル庁お申込み特設サイトよりご登録ください。 →

